

津南中等教育学校生徒会役員選挙規則

第1章 総則

第1条 この規則は生徒会会長・副会長・書記長を選ぶものである。

第2条 生徒一人一人の自由意志によって、公明正大で民主的な選挙が行われることを目的とする。

第3条 会員は、選挙管理委員をのぞき、等しく選挙権をもつ。

第2章 選挙管理委員会と役員

第4条 選挙管理委員会は、各学級より選出された各2名によって構成する。

第5条 役員の任期は4月より翌年の3月までの1年間とする。

第6条 選挙管理委員は、一切の選挙運動を行うことができない。

第3章 選挙管理委員会の仕事

第7条 本会は、下記の仕事を行う。

- 1 選挙の告示を行う
- 2 立候補者の受付
- 3 選挙運動の一切の管理
- 4 投票所の準備及び開票結果発表

第8条 本会の役員及び委員は次の仕事を行う。

- 1 委員長は本会を代表し委員会の運営及び立候補者並びに責任者の承認を行う。
- 2 委員は選挙に関する諸処の仕事を行う。

第4章 立候補

第9条 会長1名、前期副会長1名、後期副会長1名、書記長1名を公募する。

第10条 立候補は1～4学年の生徒を対象とし、本人の自由意志によってできる。

第11条 立候補者は学年問わず推薦者20名以上の署名を集め、立候補届とともに選挙管理委員長に提出する。

第12条 推薦者は役職が異なれば複数名推薦できる。

第13条 責任者は推薦者の中から1名立候補者が指名する。なお、責任者は他の立候補者の責任者にはなれない。

第14条 信任投票で不信任になったものは再立候補ができる。

第5章 立候補者の選挙運動

第15条 選挙運動期間は選挙管理委員会の定めた期間とする。

第16条 立会演説会は選挙管理委員会の定めた日に行う。

第17条 個人演説会は選挙管理委員会の定めに従って行う。

第18条 ポスターは次の定めに従って作る。

- 1 選挙管理委員会の定めた用紙を使用する。
- 2 ポスターは校舎内の廊下の掲示板・窓ガラス・ その他選挙管理委員会の定めた場所に掲示する。
- 3 枚数は5枚以内とする。

第6章 投票及び開票

第19条 投票の仕方、方法、順序、期日、時間、場所などは選挙管理委員会がその状況に応じて決定し発表する。

第20条 開票は選挙管理委員会の顧問の立ち会いの下で行う。

第21条 開票は投票日と同じ日に行い、学校長の承認を得て発表する。

第22条 開票し、全有効投票数が選挙人総数の半数に満たない場合はその選挙を無効にし、再選挙を行う。

第23条 次の投票は無効とする。

- 1 正規の投票用紙を用いていないもの。
- 2 白書や無関係のことを書いてあるもの。
- 3 記入が明確でないもの。

第7章 当選

第24条 選挙は有効投票数の最も多いものが当選とする。

第25条 対立候補のいないときは、信任投票を行い有効投票数の過半数以上の票を得て当選とし、学校長の承認を得て発表する。

第8章 補欠選挙

第26条 本部役員に欠員が生じた場合は、選挙終了後30日以内のときは次点繰り上げ当選とし、それ以降は補欠選挙を行う。その任期は前任者の残任期間とする。